## 【堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター】指定管理者候補者選定基準（審査表）

【　　】

| 条例に定める指定の要件（条例規定） | 審査項目 | 主な審査対象 | 審査の視点 | 配点 | | 採点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。<br>（センター条例第１６条第３項第１号） | ①　管理の基本方針 | 指定管理者事業計画書（様式４－１） | ①　管理運営の方針(基本方針)が施設の設置目的、当該業務の目的を的確に認識したうえで具体的に示されているか。<br>②　市民の平等利用や安全の確保等、当該業務において回避しなければならない事象（リスク）を具体的に認識したうえで、回避するための具体的な方策を講じているか。 | １０点 | | |
| | ②　平等利用・安全の確保 | 指定管理者事業計画書（様式４－２） | | | | |
| （２）事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。<br>（センター条例第１６条第３項第２号） | ①　安定的な経営資源<br>②　財務規模、組織状況 | 団体概要及び役員名簿（様式１）<br>指定管理者事業計画書（様式４－３） | ①　当該管理業務を行っていくために必要な経営資源を具体的に認識しており、かつ、指定期間中を通じて、それらを確保する方策を講じているか。<br>②　事業内容に比べて、財務規模や組織体制は過小ではないか。また経営状況に問題はないか。<br>③　類似事業の実績はあるか。また、成果を挙げているか。 | １０点 | | |
| | ③　事業実績 | 指定管理者事業計画書（様式４－４） | | | | |
| （３）利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。<br>（センター条例第１６条第３項第３号） | ①　利用者・利用者ニーズの把握 | 指定管理者事業計画書（様式４－５） | ①　当該施設の利用者の特性及びニーズを的確に理解しているか。<br>②　個人情報の保護の考え方や措置、情報管理体制が適切か。情報公開に関する考え方、取組姿勢が適切か。<br>③　人権尊重の考え方が適切か。<br>④　障害者や高齢者、子どもなどの利用に配慮した考え方が適切かつ具体的に示されているか。<br>⑤　利用者への情報提供、広報宣伝に関しての考え方が適切かどうか。使用者の意見聴取と管理業務への反映について実現性のある具体的な方策をもっているか。 | １０点 | | |
| | ②　個人情報の保護・情報公開の考え方 | 指定管理者事業計画書（様式４－６） | | | | |
| | ③　人権尊重の考え方 | 指定管理者事業計画書（様式４－７） | | | | |
| | ④　障害者等への考え方 | 指定管理者事業計画書（様式４－８） | | | | |
| | ⑤　広報・モニタリング計画 | 指定管理者事業計画書（様式４－９） | | | | |
| （４）効果的かつ効率的な管理を実施できること。<br>（センター条例第１６条第３項第４号） | ①　休場日、開場時間の考え方 | 指定管理者事業計画書（様式４－１０） | ①　休場日、開場時間が市民サービスの向上につながっているか。また、実現可能か。<br>②　利用料金は利用者数と利用料金収入の両方の増加が見込める金額か。利用料金の還付、減免に対する考え方は適切か。<br>③　適切な人員配置（障害者、高齢者等を含む）がなされているか。人材育成、研修計画が適切か。<br>④　利用者からの苦情、要望への対応の考え方、方策が適切か。<br>⑤　自然災害・事故事件等に対応できる組織体制が組まれているか。また、業務継続に対する具体的な方策を講じているか。<br>⑥　施設等の維持管理の提案について、具体性、実現性があり、第三者への業務委託の方法、考え方が適切か。 | ２０点 | | |
| | ②　利用料金の考え方 | 指定管理者事業計画書（様式４－１１） | | | | |
| | ③　人員配置、人材育成の考え方、研修計画 | 指定管理者事業計画書（様式４－１２） | | | | |
| | ④　苦情対応の考え方 | 指定管理者事業計画書（様式４－１３） | | | | |
| | ⑤　非常時対策 | 指定管理者事業計画書（様式４－１４） | | | | |
| | ⑥　施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方 | 指定管理者事業計画書（様式４－１５） | | | | |
| （５）施設の効用を最大限発揮させることができること。<br>（センター条例第１６条第３項第５号） | ①　目標設定<br>②　目標達成の方策<br>③　自主事業①の実施計画<br>④　自主事業②の実施計画 | 指定管理者事業計画書（様式４－１６～１８）<br>自主事業①計画書（様式６－１）<br>自主事業①収支計画書（様式６－２）<br>自主事業②計画書（様式７－１）<br>自主事業②収支計画書（様式７－２） | ①　当該施設の設置目的を的確に理解し、具体的な目標を設定しているか。<br>②　上記目的や目標を達成するための具体的な方策や工夫を講じているか。<br>③　具体性、実現性、独創性があるか。指定管理業務の確実な実行を踏まえた上での計画となっているか。 | ２０点 | | |
| （６）管理経費の縮減が図られること。<br>（センター条例第１６条第３項第６号） | ①　経費削減の考え方・方法<br>②　収支計画 | 指定管理者事業計画書（様式４－１９）<br>指定管理者事業計画書（様式４－２０） | ①　経費縮減に向けた具体的な対策や工夫を講じているか。<br>②　積算根拠が明確で実現可能性が高い収支計画であるか。<br>③　支出計画に無駄はないか。<br>④　利用料金の収入見込みが適切か。 | １４点 | | |
| （７）前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件。<br>（センター条例第１６条第３項第７号） | ①　障害者等就職困難者の雇用 | 指定管理者事業計画書（様式４－２１） | 障害者等の就職困難者の雇用、障害者就労施設等からの物品調達の推進及び就職困難者に配慮した訓練機会の提供等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 | １０点 | | |
| | ②　市内経済の活性化 | 指定管理者事業計画書（様式４－２２） | 市内業者の活用や地元住民の雇用等の市内経済活性化についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 | | | |
| | ③　地域振興、地域コミュニティの醸成 | 指定管理者事業計画書（様式４－２３） | 地域団体、地域住民、NPO との協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成についての考え方など具体的な方策をもっているか。 | | | |
| | ④　環境問題への取組み | 指定管理者事業計画書（様式４－２４） | 省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 | | | |
| | ⑤　市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント） | | 次の項目に該当する場合は、配点を上限として項目ごとに２点ずつ付与（グループ応募の場合は、４及び６の項目を除き、すべての者が満たしていること。）<br>１　障害者の雇用状況報告義務があり令和元年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合、障害者の雇用状況報告義務はないが障害者（＊）を１人以上雇用している場合又は堺市障害者雇用貢献企業である場合<br>２　次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第１３条に基づく認定を受けている場合<br>３　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第９条に基づく認定を受けている場合<br>４　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和４５年法律第９８号）第１５条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、１者以上が満たしていること。）<br>５　６５歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止を行っている場合<br>６　市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、１者以上が満たしていること。）<br>７　ＩＳＯ１４００１の認証、エコアクション２１の認証・登録、ＫＥＳステップ２の登録又はエコステージ（レベル３）の認証のいずれかを受けている場合<br>（＊）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第２条に掲げる障害者のうち、１年以上雇用され（又は見込み）、週２０時間以上勤務している者 | 各２点 | ６点<br>（※） | ２点 |
| 合　計 | | | | １００点 | | |

※）（７）⑤の選定基準に定める審査は６点を上限に、審査項目ごとに２点ずつ付与する。